



強引な電話に気をつけて！ 健康食品の送り付け商法増加中！の巻



見守りポイント

- ◎玄関などに見慣れない段ボールが開封されず、放置されていたら、必要のない商品を買わされている可能性があります。
- ◎電話が切れなくて困っている様子があれば電話を代わり、用件を確認してあげましょう。第三者の存在が伝われば、強引な口調が改まる可能性がありますし、電話を切るきっかけにもなります。
- ◎不審な封筒や請求書があれば、それとなく聞いてみましょう。

対処方法

- ◆申し込んだ覚えがない場合は、電話の際にきっぱり断るようにしましょう。
- ◆申し込んでいなければ商品を受け取る必要はありません。業者名・住所・電話番号をメモした上で、「受け取り拒否」しましょう。
- ◆断りきれず商品を受け取ってしまった場合でもクーリング・オフできる可能性があります。あきらめず消費生活センターに相談してください。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
073-433-1551
平日 9:00~17:00
土・日 10:00~16:00(電話相談のみ)
(祝日・年末年始を除く)

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内
0739-24-0999
平日 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

※短縮ダイヤル ☎188 でもお近くの相談窓口につながります。